

## 『富山の生物』投稿規定

令和3年5月15日

『富山の生物』（以下、本誌という）は、富山県生物学会（以下、本会という）が発行する会誌であり、原則として年1回発行する。

### 1. 投稿資格

本会の会員であることとする。共著原稿の場合は、共著者のうち少なくとも1名は本会の会員とする。ただし、本会の会長が認めた場合は、会員外であっても投稿することができる。

### 2. 原稿の内容

富山県およびその周辺地域の生物を扱った未発表の論文、概説、短報、観察メモ等とする。また、新刊紹介、旅行記、追悼文等も投稿することができる。

### 3. 原稿の採否

原稿の採否は、会長が決定する。内容や体裁について編集幹事会から修正を求める場合がある。

### 4. 原稿の投稿料

1編につき刷り上がり10ページ以内は無料とする。10ページを超える場合は、超過印刷費分<sup>注1</sup>を著者が負担する。ただし、本会の活動として実施した総合調査報告や、依頼原稿はこの限りではない。また、本誌は通常モノクロ印刷であるが、著者の実費負担で指定箇所をカラー印刷することができる。

### 5. 原稿の体裁

- (1) 本文は和文とし、和文または英文の要約をつけることが望ましい。また、タイトル、著者名、連絡先（所属または自宅住所）の英訳をつける。
- (2) 原稿はワードプロセッサで作成する。ワードプロセッサを使用できない場合は編集幹事会に相談すること。
- (3) 本誌はB5判であり、本文は刷り上がり1ページが1行22字で41行2段組とする<sup>注2</sup>。原稿はこの書式に合わせて作成する。なお、本文フ

ォントは明朝体、英数字はTimes New Romanを使用する（図表のタイトルはゴシック体）。

- (4) 本文中の句読点は「、」「。」を用いる。ただし図表や引用文献、データを羅列した目録中などは、使用方法を統一したうえで適宜「,」「.」を用いても良い。
- (5) 本文中での文献の引用は、原則として次の形式で行う。  
単著の場合：岩田（2019, 2020）、岩田（2018a, b）、（布村 2020；山田 2018a, b）  
2名の場合：岩田・布村（2020）、Iwata & Nunomura（2020）、（岩田・布村 2020；Iwata & Yamada 2019）  
3名以上の場合：岩田ら（2020）、Iwata *et al.*（2020）、（岩田ら 2020；Nunomura *et al.* 2020）
- (6) 引用文献は原稿の末尾に著者のアルファベット順、著者ごとの年代順に記す。なお、具体的な表記方法は本誌投稿用テンプレート<sup>注2</sup>も参照すること。  
雑誌の場合：著者名．出版年．論文表題．雑誌名．巻（号）：ページ．  
書籍（全体）の場合：著者名．出版年．書籍表題，総ページ数．発行所，発行都市．  
書籍（分担執筆）の場合：分担執筆部分の著者名．出版年．分担執筆部分の表題．書籍の編著者名（編）．書籍の表題，分担執筆部分のページ．発行所，発行都市．  
ウェブサイトの場合：ウェブサイト作成者名．ウェブサイト名．アドレス URL（アクセス年月日）．
- (7) 表、図（写真を含む）は、刷り上がりの大きさに留意して作成し、電子ファイルデータを別に添付すること。写真の解像度は、モノクロ・カラーともに350dpi以上が望ましい。割付は編集幹事会が決定するが、著者は投稿時に割付見本を添付することができる。

### 6. 原稿の投稿

電子メールで送付するか、CD-R等の記録媒体に保存して郵送する。郵送されたものは返却しない。送付するデータは、原稿本文および図表単体の電子デ

ータ（エクセルやJPEGファイル等）とする。投稿の  
締切は毎年1月10日とする。

## 7. 校正

原則として著者校正は1回（初校）のみとする。  
大幅な加筆修正は認めない。

## 8. 別刷り

著者は、掲載された論文等の電子媒体の別刷り  
（PDF）を無料で受け取ることができる。また、紙媒  
体の別刷りを、送料を含む実費負担で注文するこ  
とができる（30部以上、10部単位）。著者校正を編集  
幹事に返却する時、所定様式の注文書<sup>注3</sup>を添付し  
て申し込むこと。

## 9. 著作権

本誌に掲載された論文等の著作権は著者に帰属す  
る。ただし、本会は、発行後2年を経過した会誌を  
本会が運営するウェブサイトで公開することとし、  
著者は投稿をもってこれに同意したものとする。論  
文等の公開に同意しない著者は、所定様式の会長宛  
て転載不同意書<sup>注4</sup>を著者校正返却時に提出する（送  
付先は編集幹事会）。

## 10. 規定の改定

規定の改定は、役員会の承認を経て、会長が行う。

### 投稿および問い合わせ先

富山県生物学会 編集幹事会  
〒939-8084 富山市西中野町1-8-31  
富山市科学博物館内  
電話：076-491-2125 FAX：076-421-5950  
E-mail: iwata@tsm.toyama.toyama.jp

注1：1ページ当たり1,000円程度の見込み。

注2：本会ウェブサイトにて公開中。

<https://toyamaseibutu.mizubasyou.com/genko-boshu.html>

注3：本会ウェブサイトにて公開中。

<https://toyamaseibutu.mizubasyou.com/betsuzuri.docx>

注4：本会ウェブサイトにて公開中。  
<https://toyamaseibutu.mizubasyou.com/tensaifudoui.docx>